

平成25年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針
(概要・平成25年11月8日制定、平成26年2月27日改正)

1 目的

(1) これまでの札幌市における物品等の調達促進の取組

- ・ 障害者就労施設等で製作した製品の常設販売所を補助
(元気ショップ、元気ショップいこ～る)
- ・ 障害者就労施設等が可能な役務サービスについて、企業や官公庁へ営業し、受注調整(元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業)

(2) 法の施行に伴う札幌市の責務

- 平成25年4月「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行
- 札幌市においては、より一層障害者就労施設等からの優先的な調達を推進する必要がある
 - 法の規定に基づき、調達方針を策定し、札幌市としてさらなる調達の推進を図る

2 適用範囲

本調達方針は、札幌市の全ての組織に適用する

3 調達にあたっての基本的な考え方

- (1) 分野を限定することなく、また可能な限り多くの障害者就労

施設等から調達するよう努める

- (2) 国や北海道の調達方針、札幌市における各種施策(ひとり親家庭等の自立促進、高年齢者等の雇用安定、中小企業振興、グリーン製品の購入促進等)との調和を図る
- (3) 物品等の調達を随意契約により行う場合には、予算の適正な執行、契約時の競争性や透明性の確保に留意しつつ、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努める
- (4) 物品等の調達は可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努める
- (5) 調達の仕様を定める際は、調達により達成しようとする行政目的等を踏まえて、必要十分かつ明確なものとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定する

4 調達の対象とする障害者就労施設等

- (1) 優先調達推進法に規定する札幌市内等に所在する以下の施設
- ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 就労移行支援事業所
 - ⑤ 就労継続支援事業所 (A型・B型)
 - ⑥ 地域共同作業所
 - ⑦ 特例子会社

⑧ 重度障 害者多数雇用事業所

⑨ 在宅就 業障 害者

⑩ 在宅就 業支援団体

※ 地方自治法施行令で随意契約の対象として定める対象のうち、

①～⑥に準ずる者として長の認定を受けた者の認定基準等は、

今後検討を行うこととする

(2) 共同受注窓口機能を有する事業を

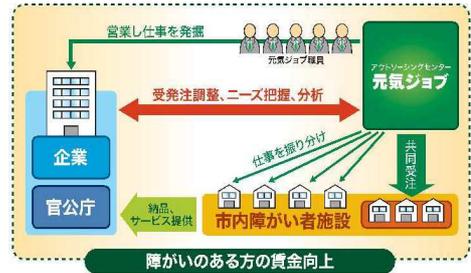
行う者として、札幌市長が位置付ける

もの

元気ジョブアウトソーシングセンター

※ 物品における共同受注窓口機能については、今後さらなる検討

を行うこととする



5 平成25年度の調 達 目 標

平成24年度の調 達 実績(約1億4,700万円)を踏まえ、前年度

を約280万円(約2%)上回る1億5,000万円とする

※ 雑がみ手選別業務や庁舎清掃等の役務契約を除くと、約10

%増に相当

6 調 達 の推 進 にお ける 具 体 的 な 取 組

(1) 各局区等における取組

① 小 額 随 意 契 約 を 行 う に あ た っ て、 障 害 者 就 労 施 設 等 か ら の

調 達 を 検 討 す る

② 特に4①～⑥までの施設等が製作可能な物品や提供可能な
役務については法令で規定する随意契約による調達についても
検討する

(2) 保健福祉局 障がい保健福祉部（障がい福祉課）における取組

① 庁内の関係部局を構成員とする連絡会議を設置し、障害者
就労施設等からの調達を推進するための連絡調整を行う

② 障害者就労施設等が提供可能な物品や役務について、元気
ショップや元気ショップいこ～る、元気ジョブアウトソーシング
センター等と連携の上、各局区等に対して情報提供を行う

③ 障害者就労施設等から提供される物品や役務の品質や生産
能力の向上等を図るため、研修会の

開催や専門家の派遣等により障害者就労
施設等を支援する



7 調達方針及び調達実績の公表

・ 本調達方針については、市ホームページ等により公表し、方針の
見直しを行った場合も同様とする

・ 平成25年度の調達実績については、翌年度のできるだけ早い時期
に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する

しょうがいしやしゅうろうしせつとう ずいけいやく かくだい
障害者就労施設等の随意契約の拡大について

1 ずいけいやく かくだい りゆう
随意契約を拡大する理由

しょうがいしやしゅうせんちやうたつすいしんほう たいしやう しょうがいしやしゅうろうしせつとう
障害者優先調達推進法の対象となる障害者就労施設等につ
いて、ずいけいやく とりあつかい せいごうせい はか しょうがいしやしゅうろうしせつとう
随意契約の取扱の整合性を図り、また障害者就労施設等か
らのちやうたつ そくしん げんざいずいけいやく たいしやう
調達を促進させるため、現在随意契約の対象となっていない
しょうがいしやしゅうろうしせつとう じやうせつ はんばいしやう ずいけいやく たいしやう
障害者就労施設等や常設の販売所等を、随意契約の対象とした
い。

(1) しょうがいしやしゅうろうしせつとう とりあつかい
障害者就労施設等の取扱

しょうがいしやしゅうせんちやうたつすいしんほう ゆうせんちやうたつ たいしやう
障害者優先調達推進法が優先調達の対象としている
じぎやうしよ ちほうじちほうしこうれいとう ずいけいやく かのう じぎやう しょうがいしや
事業所が、地方自治法施行令等で随意契約が可能な事業（障害者
しえんしせつ ちいきかつどうしえんせんたー せいかつかいご しゅうろういこうしえん しゅうろう
支援施設、地域活動支援センター、生活介護、就労移行支援、就労
けいぞくしえん ちいききやうどうさぎやうじよ ずいけいやく たいしやう
継続支援、地域共同作業所）と、随意契約の対象となっていない
じぎやう とくれいこがいしや じゅうどしやうがいしやたすうこやうじぎやうしよ ざいたくしゅうぎやうしや
事業（特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業者、
ざいたくしゅうぎやうしえんだんたい とりあつかい わ
在宅就業支援団体）とで、取扱が分かれている。

(2) しょうがいしやしゅうろうしせつとう きやうどうじゅちゅうまどぐち とりあつかい
障害者就労施設等の共同受注窓口の取扱

しょうがいしやしゅうろうしせつとう ていきやう せいひん えきむ きやうどうじゅちゅうまどぐち
障害者就労施設等が提供する製品や役務の共同受注窓口
であるじやうせつ はんばいじよ げんきしよつぷ げんきしよつぷ げんき
常設の販売所（元気ショップ、元気ショップいこ～る）や元気
じよぶあうとそーしんぐせんたー ちやうたつ おこな げんざい
ジョブアウトソーシングセンターから調達を行っても、現在の
せいどじやう ちほうじちほうしこうれいとう ずいけいやく たいしやう
制度上は地方自治法施行令等の随意契約の対象にはなっていない
ところである。

2 たいしやうかくだい ほうほう
対象拡大の方法

ちほうじちほうしこうれいとう かいせい ともな ちほうこうきょうだんたい ちょう にんてい
地方自治法施行令等の改正に伴い、地方公共団体の長が認定す
るにより、ずいいけいやく たいしょうかくだい かのう 随意契約の対象拡大が可能となっており、このために
にんていきじゅん せいてい にんてい おこな ひつよう
は認定基準の制定や認定を行う必要がある。

せいていとう がくしきけいけんしゃ めいいじょう いけん ちょうしゅ おこな
制定等にあたっては、学識経験者の2名以上から意見聴取を行う
ひつよう さっぽろし さっぽろししやう しゃしきくすいしんしんぎかい
必要があり、札幌市においては、「札幌市障がい者施策推進審議会」に
いけん ちょうしゅ うえ せいていとう おこな
おいて、意見を聴取した上で制定等を行うこととしたい。

3 あらた ずいいけいやく たいしょう 新たに随意契約の対象とするもの

1 しょうがいしゃしゅうろうしせつとう (1) 障害者就労施設等

とくれいこがいしゃ じゅうどしょうがいしゃたすうこようじぎょうしよ ざいたくしゅうぎょうしょうがいしゃ
特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、在宅就業障害者、
ざいたくしゅうぎょうしえんだんたい
在宅就業支援団体

※ これらの対象要件は、たいしょうようけん ほう きてい しょうけん 法に規定するものであることから、要件
がいう ばあい ようこう もと しちょう めいぼとうろく おこな
に該当する場合には、要綱に基づき、市長が名簿登録を行うこと
にんてい べってんめいぼさんしょう
で認定するものとする（別添名簿参照）

(2) じょうせつ はんばいしやとう 常設の販売所等

- ・ じょうせつはんばいじよ げんきしよつぷ げんきしよつぷ 常設販売所（元気ショップ、元気ショップいこ～る）
- ・ げんきじよぶあうとそーしんぐせんたー 元気ジョブアウトソーシングセンター

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定により

随意契約できる者の認定基準等について（案）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号
及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1
項第3号の規定により随意契約が可能である「障 害 者 支 援 施 設 に 準 ず
る 者」の認定基準を定めたので、下記のとおり、地方自治法施行規則（昭和
22年内務省令第29号）第12条の2の3第1項及び地方公営企業法施行
規則（昭和27年総理府令第73号）第52条第1項に基づき公表する。

平成 年（ 年） 月 日

札幌市長 上田 文雄

き
記

1 認定基準

「障 害 者 支 援 施 設 に 準 ず る 者」とは、次に掲げる者とする。

- 国等による障 害 者 就 労 施 設 等 からの物品等の調 達 の推 進 等
に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第2条
第4項に規定する障 害 者 就 労 施 設 等（ただし、同条第2項第1号
及び第2号に該当する施設を除く。）
- 法第2条第4項に規定する障 害 者 就 労 施 設 等 からの物品や
役務の調 達 促 進、共 同 受 注・調 整 を 行 う た め の 販 売 所 や 拠 点

もう もの
を設けている者

あ さつぼろししやう しやしせつとうじやうせつはんばいじやうんえいひほじよようこう へいせい ねん
ア 札幌市障がい者施設等常設販売所運営費補助要綱(平成19年
がつ にちほけんふくしきよくり じけつさい ほじよ う もの げんきしよつぷ
1月15日保健福祉局理事決裁)の補助を受ける者(元気ショップ、
げんきしよつぷ
元気ショップいこ～る)

い げんきじよぶあうとそーしんぐせんたーうんえいじぎやう じゆたく もの
イ 元気ジョブアウトソーシングセンター運営事業を受託する者

2 にんていほうほう
認定方法

にんてい めいいじやう がくしきけいけんしや ふく さつぼろし
認定にあたっては、あらかじめ2名以上の学識経験者を含む札幌市
しょう しやしきくすいしんしんぎかい いけん ちやうしゆ にんていきじゆん て
障がい者施策推進審議会の意見を聴取したうえで、認定基準に照ら
して認定の可否を決定する。
にんてい かひ けつてい

3 その他

1(1)に該当する障がい者就労施設等については、札幌市障がい者
がいたう しょうがいしやしゆうろうしせつとう さつぼろししょうがいしや
就労施設等からの優先調達に関する要綱(平成26年1月15日保健
しゆうろうしせつとう ゆうせんちやうたつ かん ようこう へいせい ねん がつ にちほけん
福祉局障がい保健福祉担当局長決裁)により、登録を行うこと
ふくしきよくしょう ほけんふくしたんとうきよくちやうけつさい とうろく おこな
ができるものとする。

＜市内及び近郊に所在する特例子会社＞

ほうじんめい 法人名	しないうじぎょうしよしよざいち 市内等事業所所在地	ぎょうむないよう 業務内容
かぶ びじねすぶらす 株) ビジネスプラス	ちゅうおうく きた じょう にし 中央区北2条西1 ちょうめ まるいと さつぼろ 丁目1-1 マルイト札幌 ビル でんわ 電話：222-7626	ほーむペーじ さくせい ホームページの作成 とう そふとうえあかいはつ 等、ソフトウェア開発 とう 等
かぶ あそしえ 株) ほくでんアソシエ	しろいしく ひがし さつぼろ じょう 白石区東札幌1条1 ちょうめ 丁目1-2 でんわ 電話：816-1140	いんさつ ぶつばん はんばい 印刷、物販販売、 めでいあ じぎょう じまく メディア事業（字幕 せいさく でじたる 制作、デジタル さいねーじ こんてんつ サイネージコンテンツ せいさく とう 制作）等
かぶ じゃばんけあ 株) ジャパンケア どりーむ ドリーム	ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ 中央区大通西9丁目 — きた こーせんたー 3-33 キタコーセンター びる でいんぐ かい ビルディング2階 でんわ 電話：209-7026	ふくし しせつ とう かいご 福祉施設等での介護 ほじよ さーびす しせつない 補助サービス、施設内 かんきょうせいびとう 環境整備等
エヌティティくらるてい かぶ N T T クラリティ (株)	ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ 中央区大通西7丁目 3-1 えむず おおどおり びる エムズ大通ビル かい 1階 でんわ 電話：	つうしん きき ていがく ほしゆ 通信機器の定額保守 さーびす あんない うけつけとう サービス案内、受付等
かぶ エヌティティでーた 株) N T T データだい ち	ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ 中央区大通西7丁目 3 エヌティティ こむうえあ N T T コムウェア さつぼろ びる かい 札幌ビル7階 でんわ 電話：218-5611	うえぶ さいと せいさく ウェブサイト制作、 めいし さくせい とう 名刺作成等
かぶ エフソル あくと 株) Fsol アクト	ちゅうおうく きた じょう にし ちょうめ 中央区北3条西4丁目 1-1 にほん せいめい さつぼろ 日本生命札幌 びる かい ビル13階 でんわ 電話：218-1275	でーた にゆうりよく じゅうよう データ入力、重要 はいき じよるい じよるい じぎょう 廃棄書類処理、事業 しよないせいそうとう 所内清掃等

<p><small>ほっかいどう</small> 北海道はまなす食品 (株) <small>さっぽろししゅうつしだんたい</small> ※ 札幌市出資団体</p>	<p><small>きたひろしましきた さと ばんち</small> 北広島市北の里56番地 <small>でんわ</small> 電話：373-9311</p>	<p><small>なつとう せいぞうはんばいとう</small> 納豆の製造販売等</p>
--	---	--

＜重度障 害者多数雇用事業所＞

じぎょうしよめい 事業所名	じぎょうしよ 事業所 しよざいち 所在地	ほうじん 法人 せつちしや めい (設置者)名	ほうじん せつちしや 法人(設置者) しよざいち 所在地	ぎょうむないよう 業務内容
株) ドン・ リース アンド レンタル OA 機器 再生部門	北 区 北 26 条 西 4 丁目44 電話 : 707-6656	株) ドン・ リース アンド レンタル	北 区 北 26 条 西 4 丁目44 電話 : 707-6656	パソコンの整備、 再生、解体、 パソコンを再生 する業務(簡単な 修理、ハード ディスクの クリーンアップ、 外周りの洗浄 等)
こよう 雇用 さぎょうじよ 作業所 りんくる リンクル	きたひろしましきた 北広島市北 の里 41-9 かんきよう 環境 こうぎょうない 工業内	社) さっぽろして 札幌市手 を つ な ぐ いくせいかい 育成会	北 区 北 8 条 西 6 丁目 2-15 電話 : 738-2221	おおがた ふくごうきとう 大型複合機等の OA 機器の リサイクル解体 作業。リサイクル のための OA 機器回収品の 分別、オイル エレメントの リサイクル作業。
きょうどう 協働 じぎょうしよ 事業所 も じゃ	ちゅうおうく みなみ 中央区南 8 条 西 2 丁目 5-74 し 民 かつどう 市民活動 ぶらざせいえん プラザ星園 電 話 : 596-6581	とくひ さっぽろ 特非) 札幌 しょうがいしや 障害者 かつどう しえん 活動 支援 せんたー センター らいふ ライフ	にしく ことに 西区 琴似 2 条 5 丁目 3-5 まんしょんもも マンションモモ 1 階 電 話 : 614-1873	いんさつぎょう ぜんぱん 印刷業全般、 せいさく へんしゅう 制作、編集、 しゅつぱん 出版

<p>げんき か ふ え 元気 カフェ ふらっと</p>	<p>ちゆうおうく 中央区 おおどおりにし 大通西19 ちょうめ しゃかい 丁目 社会 ふくし そうごう 福祉 総合 せんたーない センター内 でんわ 電話 : 613-0215</p>	<p>とくひ ちいき 特非) 地域 せいかつ 生活きたの せんたー センター ぱ お</p>	<p>きよたく きたの 清田区北野 5 じょう ちょうめ 条 3 丁目 4 -14 でんわ 電話 : 889-6560</p>	<p>きつさてんけいえい 喫茶店経営</p>
<p>かぶ せびあ 株) セピア</p>	<p>しろいしく 白石区 ほんごうどおり 本郷通 7 ちょうめ きた 丁目 北 1-32 光 はいっ えふ ハイツ 1 F てんぽ (店舗) あつべつくあつべつ 厚別区厚別 にし じょう 西 4 条 4 ちょうめ 丁目 7-1 さぎょうじょう (作業場)</p>	<p>かぶ せびあ 株) セピア</p>	<p>とよひらく にしおか 豊平区西岡 4 じょう ちょうめ 条 7 丁目 1-43 でんわ 電話 : 859-6881</p>	<p>けしやうひん せいぞう 化粧品 製造 はんばいぎやう のうさくもつ 販売業、農作物 さいばい 栽培</p>
<p>ダイバーシティ ダイバ-シティ & インクルージョン インクル-ジョン マネジメント マネジメト かぶ (株)</p>	<p>ひがしく きた 東区北 27 じょう ひがし 条 東 14 ちょうめ 丁目 1-1 えふ 2F でんわ 電話 : 723-8000</p>	<p>ダイバーシティ ダイバ-シティ & インクルージョン インクル-ジョン マネジメント マネジメト かぶ (株)</p>	<p>ひがしく きた 東区北 27 じょう ひがし 条 東 14 ちょうめ -1 丁目1-1 でんわ 電話 : 723-8000</p>	<p>くみこみ きき あぶり 組込機器、アプリ とう の そふとうえあ ソフトウェア かいはつこうてい 開発工程におけ る技術者が行う せいひん てすと IT 製品テスト、IT けんしやうぎやうむ 検証業務。 こーるせんたー コールセンター ぎやうむ のうさんぶつ 業務、農産物 せいさんかこうぎやうむ 生産加工業務</p>

さっぽろし 札幌市 りさいくる リサイクル ぶらざはっさむ プラザ発寒 こうぼう 工房	にしく はっさむ 西区 発寒 じょう 15 条 14 ちょうめ 丁目2-30 でんわ 電話 : 662-7815	とくひ さっぽろ 特非) 札幌 しょうがいしゃ 障害者 かつどう しえん 活動 支援 せんたー センター らいふ ライフ	にしく ことに 西区 琴似 2 じょう ちょうめ 条 5 丁目 3-5 まんしょんもも マンションモモ かい 1階 でんわ 電話 : 614-1873	おおがた りさいくる 大型 リサイクル ひん かいしゅう 品の回収・ しゅうり いべんと 修理。イベントの かいさい さっぽろし 開催、札幌市のご み げんりょう 減量・ りさいくる リサイクル を すすめる 進めるための ふきゅうけいはつかつどう 普及啓発活動
げんきかふえ 元気カフェ	ちゅうおうくきた 中央区北1 じょう にし 条 西 2 ちょうめしやくしよ 丁目市役所 かい 1階 でんわ 電話 : 211-3231	かぶ (株) みやたやこーひー 宮田屋珈琲	きよたくきよた 清田区清田1 じょう ちょうめ 条 3 丁目 1-66 でんわ 電話 : 881-7455	ていく あうと テイクアウト こーひー およ コーヒー 及び けいしょく ていきょう 軽食の提供
きやりあ キャリア ふいっと フィット かぶ (株) すくーる スクール じぎょう 事業	ちゅうおうく みなみ 中央区南 じょう ひがし 1 条 東 2 ちょうめ 丁目 まつひろ マツヒロ びる かい ビル3階 でんわ 電話 : 231-6355	きやりあ キャリア ふいっと フィット かぶ (株)	ちゅうおうく みなみ 中央区南1 じょう ひがし 条 東 2 ちょうめ まつひろ 丁目マツヒロ びる かい ビル3階 でんわ 電話 : 231-6355	しょくぎょう くんれん 職業 訓練 すくーる さーびす スクールサービス うんえいしえんぎょうむ の運営支援業務、 しょう しゃろうどう 障がい者労働 くんれん じゅぎょう かいはつ 訓練 授業 開発 とう うんえい ぎょうむ 等。運営業務 けいさぎょう だいこう 軽作業 代行、 じむ さぎょう とう 事務 作業 等。 さーびすりようしゃ サービス利用者の じょうほう かんり 情報 管理、 うんよう こうほうほじよ 運用、広報補助。
かぶ 株) えにしんぐ エニシング でじたいず デジタル	ちゅうおうく みなみ 中央区南 じょう にし 8 条 西 2 ちょうめ 丁目 5-74	かぶ 株) えにしんぐ エニシング	ちゅうおうく みなみ 中央区南8 じょう にし ちょうめ 条 西 4 丁目 422 グランド グラント	でじたいずぎょうむ デジタル業務、 ふどうさん でーた 不動産 データ にゅうりよくぎょうむ 入力業務、

じぎょうぶ 事業部	し 市民 かつどう 市民活動 ぶらざせいえん プラザ星園 でんわ 電話 : 596-7444		パークビル かい パークビル8階 でんわ 電話 : 218-8805	そーしやる ソーシャル めでいあ うんよう メディア 運用 ぎょうむとう 業務等
わーく ワーク しょっぷ ショップ ありす アリス	きたく きた 北区北 34 じょう にし 条西 9 ちょうめ 丁目2-10 でんわ 電話 : 729-5050	とくひ ちいき 特非) 地域 せいかつ しえん 生活支援 ぐるーぶ グループ きょうどう ゆう 共働友 らくしゃ 楽舎	きたくきた じょう 北区北 34 条 にし ちょうめ 西 9 丁目 4-17 でんわ 電話 : 747-2622	きかく せいさく 企画 制作 いべんと はんばい (イベント、販売 そくしん 促進 のべるてい ノベルティ さいん ぽっぷ サイン・ポップ とう ぜざいん 等)、デザイン (こうこく ぞうとう 広告、贈答 きねんひん てい 記念品、T しゃつ シャツ ゆにふおーむ ユニフォーム とう いんきつ 等)、印刷 (しるくぷりんと シルクプリント のぼり、しーる のぼり、シール とう) 等)
げんき かふえ 元気カフェ ほん もり 本の森	ちゅうおうく みなみ 中央区南 じょうにし 22条西13 ちょうめ 丁目 ちゅうおう 中央 としょかん えふ 図書館1F でんわ 電話 : 513-0260	ゆにおん ユニオン きゅうしょく 給食 かぶ (株)	しろいしく 白石区 ひがしきつぽろ 東札幌 5 じょう ちょうめ 条 2 丁目 8-19 でんわ 電話 : 841-1431	ていく あうと テイクアウト こーひー およ コーヒー 及び けいしょく ていきょう 軽食の提供
ひかりの ちゅうぼう 厨房 いくせいかい 育成会 じぎょうしょ 事業所	ひがしく 東区 ひがしかりき 東雁来 12 じょう ちょうめ 条 4 丁目	(社) さっぽろして 札幌市手を つなぐ いくせいかい 育成会	きたくきた じょう 北区北 8 条 にし ちょうめ 西 6 丁目 2-15 でんわ 電話 :	とくべつ ようご ろうじん 特別養護老人 ほーむ で の ホームでの きゅうしょく ちゅうぼう 給食 厨房

	とくべつ 1-15 特別 ようご ろうじん 養護 老人 ほーむ ホーム「ひ かりの」内		738-2221	ぎやうむ まかないざいりやう 業務(賄 材料 したしより しこみ の下処理、仕込み、 きりこみ かんたん 切込み、簡単な ちやうり もりつけ 調理、盛り付け、 はいぜん しよつきとう 配膳、食器等の せんじやう ちゆうぼうない 洗浄、厨房内 せいそうぎやうむとう の清掃業務等)
にほん 日本 てれさーち テレサーチ かぶしき がいしゃ 株式会社 ぷりんと プリント じぎやうぶ 事業部	ちゆうおうくきた 中央区北1 じやう ひがし 条 東 1 ちやうめ 丁目 2-5 めいじ やすだ 明治 安田 せいめい さつぽろ 生命 札幌 きた いちじやう 北 一条 ひがし びる 東ビル	にほん 日本 てれさーち テレサーチ かぶ (株)	とうきやうとみなとく 東京都港区 しばうら ちやうめ 芝浦 3 丁目 ばん ごう 12番6号 でんわ 電話 : 03-6436-33 31	はっそう れ たー 発送レターはが きの出力・ はっそうぎやうむ しやない 発送業務、社内 ぶんしよかんりぎやうむ 文書管理業務
ぐっど グッド ふえいす フェイス あかでみー アカデミー かぶ (株)	ちゆうおうくきた 中央区北2 じやう にし 条 西 3 ちやうめ 丁目 1 たけさと び タケサト ビ ル	ぐっど グッド ふえいす フェイス あかでみー アカデミー かぶ (株)	さつぽろし とよひらく 札幌市豊平区 とよひら じやう 豊平 3 条 8 ちやうめ ばん 丁目 1 番 26 ごう ぬーべる 号 ヌーベル あーばん アーバン してい えふ シティ3F	かいご しよにんしや 介護 初任者 けんしゆううんえいじぎやう 研修運営事業、 きやういくけんしゆうじぎやう 教育研修事業 (25 年度 は ぐるーぶ きぎやう グループ企業に おけるとうろくはけん 登録派遣 しやいんけんしゆう 社員研修)
なかぬまざつがみ 中沼雑がみ せんべつ 選別 せんたー センター にじてせんべつ 二次手選別 ぶもん 部門	ひがしく 東区 なかぬまちやう 中沼町 45 ばんち 番地 19 さつぽろ 札幌 りさいくる リサイクル だんち なかぬま 団地 中沼 ざつ 雑がみ	しや) 社) さつぽろして 札幌市手を つなぐ いくせいかい 育成会	きたくきた じやう 北区北 8 条 にし ちやうめ 西 6 丁目 2-15 でんわ 電話 : 738-2221	ざつ にじて 雑がみの二次手 せんべつ 選別

	せんべつ 選別 せんたーない センター内			
しゅりー の みせ 店	ちゅうおうく きた 中央区 北 じょうにし 8 条 西 2 3 ちょうめ 丁目 2-22 等 でんわ 電話 : 611-4771	いちざい 一財) さつ ぽ ろ しゅりー シュリー	ちゅうおうく きた 中央区 北 8 じょうにし 条 西 2 3 ちょうめ 丁目2-22 でんわ 電話 : 611-4771	くつ 靴・かばんの しゅりー あいかぎ 修理、合鍵の さくせいとう 作成等

ざいたくしゆうぎやうしえんだんたい
 <在宅就業支援団体>

じぎやうしよめい 事業所名	じぎやうしよしよざいち 事業所所在地	ぎやうむないやう 業務内容
とくひ) さっぽろ 特非) 札幌 ちゃれんじど チャレンジド	きたく きた じやう にし 北区北7条西6 ちやうめ ほくえん びる 丁目1 北苑ビル2 かい 階 でんわ 電話：769-0843	じまく せいさく いんたーねつと 字幕制作、インターネット しつもん せいり ほーむペーじ 質問整理、ホームページ せいさく こうしん ほーむペーじ 制作・更新、ホームページ けんしやう てーぶ おこし でーた 検証、テープ起こし、データ にゆうりよくぎやうむ ぼそこん こうしゆう 入力業務、パソコン講習 (講師)業務
とくひ ぴーしーねつと 特非) PCNET	ちゆうおうく みなみ じやう 中央区南1条 ひがし ちやうめ ばんち 東2丁目3番地2 きたく きた じやう にし 北区北31条西4 ちやうめ ばんち 丁目2番地5	かくしゆ でーた にゆうりよく てーぶ 各種データ入力、テープ おこし めいし ちらし ねんがじやう 起こし、名刺・チラシ、年賀状、 ほーむペーじせいさく ホームページ制作

かんけいじょうぶん
(関係条文)

○ ちほうじちほうしこうれい しょうわ ねんせいいいだい ごう
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

だい じょう ちほうじちほうだい じょうだい こう きてい ずいいけいやく
第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によ
ることができる場合は、次に掲げる場合とする。

さん しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい しょうがいしゃ
法律(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者

しえんしせつ い か ごう しょうがいしゃしえんしせつ どうじょう
支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条

だい こう きてい ちいきかつどうしえんせんたー い か ごう ちいき
第26項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域

かつどうしえんせんたー どうじょうだい こう きてい しょうがいふくし
活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉

さーびすじぎょう どうじょうだい こう きてい せいかつかいご どうじょうだい こう
サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に

きてい しゅうろういこうしえんまた どうじょうだい こう きてい しゅうろうけいぞくしえん
規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援

をおこな じぎょう かがい か ごう しょうがいふくし さーびすじぎょう
を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業

とおこな しせつ も しょうきぼさぎょうじょ しょうがいしゃきほんほう しょうわ
という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和

ねんほうりつだい ごう だい じょうだい ごう きてい しょうがいしゃ ちいきしゃかい
45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会に

さぎょうかつどう ば どうほうだい じょうだい こう きてい ひつよう
おける作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な

ひよう じよせい う しせつ い か ごう おな も
費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若し

じゆん もの そうむしじょうれい さだ ふつう
くはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通

ちほうこうきょうだんたい ちょう にんてい う もの せいさく ぶつびん
地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を

ふつう ちほうこうきょうだんたい きそく さだ てつづき か い けいやく
普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、

しょうがいしゃしえんしせつ ちいきかつどうしえんせんたー しょうがいふくし さーびすじぎょう
障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を

おこな しせつ しょうきぼさぎょうじょ こうねんれいしゃとう こよう あんていとう かん
行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する

ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい しるばー
法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー

じんざいせんたーれんごうも どうじょうだい こう きてい しるばーじんざい
人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材

センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

○ 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

第21条の14 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス

事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者において製作された物品を管理規程で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から管理規程で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体等から管理規程で定める手続により受ける契約をするとき。

- 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)

第12条の2の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第

167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下この条及び第12条の4において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○ 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）

第52条 普通地方公共団体の長は、令第21条の14第1項第3号の

規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○ 国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条

2 この法律において「障がい者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障がい者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 障がい者の地域における作業活動の場として障がい者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

三 障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第3号に規定する重度身体障がい者、同条第4号に規定する知的障がい者又は同法第69条に規定する精神障がい者であつて同法第43条第1項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの

3 この法律において「在宅就業障がい者」とは、障がい者の雇用の促進等に関する法律第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障がい者をいう。

4 この法律において「障がい者就労施設等」とは、障がい者就労施設、在宅就業障がい者及び障がい者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。